

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：参議院事務局

令和8年6月公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.8%
全職員	85.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	104.2%
本省課室長相当職	90.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	98.8%
係長相当職	88.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.7%
31～35年	79.4%
26～30年	89.9%
21～25年	87.3%
16～20年	87.6%
11～15年	85.0%
6～10年	86.6%
1～5年	90.7%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当の支給対象となる世帯主や住居の契約者に男性職員が多いため、相対的に男性職員の給与額が高くなる傾向にある。
- ・取得実績に応じて給与が減額となる育児休業や育児時間等の両立支援制度の取得者は女性職員の方が多いため、男性職員の給与額が高くなることが考えられる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

- ・指定職相当：特別給料表の適用を受ける職員（議長又は副議長の秘書参事を除く。(※)）及び指定職給料表の適用を受ける職員
 - ・本省課室長相当職：行政職給料表(一)7級から10級の職員
 - ・地方機関課長・本省課長補佐相当職：行政職給料表(一)・速記職給料表・議院警察職給料表各5級及び6級の職員
 - ・係長相当職：行政職給料表(一)・速記職給料表・議院警察職給料表各3級及び4級の職員並びに行政職給料表(二)4級及び5級の職員
- ※議長又は副議長の秘書参事は特別給料表（正副議長秘書参事）の適用を受ける職員であり、以下のとおり区分
課室長相当職：5～12号給 課長補佐相当職：3・4号給 係長相当職：1・2号給

* 月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じた算出をしている。

* 追給・戻入等による支給額の変更を算出の対象としている。

* 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、1月のうち勤務日が1、2日など、当該月のごく一部の勤務しかしていない職員については算出の対象から除外している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	20.6%

【説明欄】

--

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
指定職相当	12.5%
本省課室長相当職	22.6%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	45.3%
係長相当職（本省）	38.3%

【説明欄】

--

IV 採用した職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和7年度
行政職等	45.0%
議院警察職	0%
全職員	42.2%

【説明欄】

--

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分		令和7年度
男性	行政職等	91.7%
	議院警察職	100.0%
	全職員	94.4%
女性	行政職等	145.5%
	議院警察職	—
	全職員	145.5%

(2) 非常勤職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		非常勤職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	52.9%	0%	—	—
1月超3月以下	17.6%	0%	—	—
3月超6月以下	11.8%	6.3%	—	—
6月超9月以下	5.9%	25.0%	—	—
9月超12月以下	5.9%	25.0%	—	—
12月超24月以下	5.9%	43.8%	—	—
24月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

女性の議院警察職区分及び非常勤職員は取得対象者がいなかった。

VI 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

種別	令和7年度
配偶者出産休暇	83.3%
育児参加のための休暇	55.6%
合わせて5日以上休暇を取得した職員の割合	50.0%
平均取得日数	4.6日

【説明欄】

VII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

職員区分	令和7年度
行政職等	15.71日
議院警察職	15.11日
全職員	15.60日

【説明欄】

VIII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
行政職等	19.1時間
議院警察職	14.7時間
全職員	18.3時間

【説明欄】